

第76号議案

新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
改正

新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年6月7日提出

新城市長 穂積亮次

新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年新城市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第2号中「453ヘクタール」を「540ヘクタール」に改め、同項第4号中「16, 210人」を「15, 230人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、公共下水道事業の事業計画の変更に伴い、事業の経営規模を変更するため必要があるからである。